

令和3年2月24日

令和3年2月

茨木市農業委員会定例会議事録

茨木市農業委員会

茨木市農業委員会定例会議事録

1 開催日時 令和3年2月24日(水) 午後1時30分～2時

2 開催場所 茨木市役所 南館8階特別会議室

3 出席委員(14人)

会長	3番	小濱 邦臣			
副会長	8番	中村 正治			
委員	1番	森 善隆	2番	南野 悟	
	4番	吉田 好	5番	大川 智恵子	
	6番	矢頭 周	7番	西ノ坊 嘉治	
	9番	中西 壽男	10番	大西 清一	
	11番	宮本 正裕	12番	吉田 公俊	
	13番	久保 睦子	14番	中野 稔	

4 農業委員会事務局職員(4人)

事務局長	梶 日出男	事務局次長	青木 基史
事務局長代理	松下 伸弘	主査	松本 和也

5 議事録署名委員

4番	吉田 好	5番	大川 智恵子
----	------	----	--------

6 議事日程

(1) 一般事務に関する報告

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 付議案件

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出(専決処理分)

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出(専決処理分)

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知

報告第4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明

*茨木市農業委員会会議規則第6条第1項の規定に基づき、会長が総会の議長となる。

7 会議の概要

議 長

それでは、ただ今から、令和3年2月定例会を開会いたします。
現在の出席委員は14名でありますので、会議は成立いたしております。

議 長

それでは、議事日程に従い、順次進めてまいります。
始めに、一般事務に関する報告ですが、お手元の資料のとおりですので、後程お目通しをいただきたいと存じます。

議 長

次に、議事録署名委員の指名を行います。
慣例によりまして、私からご指名申し上げてもご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、議席番号4番、吉田 好委員、並びに議席番号5番、大川智恵子委員をご指名申し上げます。

議 長

これより付議案件の審議を行います。
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、1件を議題といたします。
なお本件につきましては、事前に地区担当委員、推進委員による現地の確認、及び地元関係者との調整をお願いいたしておりましたが、それぞれ問題は無いとの回答をいただいておりますので、報告いたしておきます。
申請内容につきまして、事務局の説明を求めます。
事務局次長、青木君。

事務局

それでは、事務局から説明いたします。
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、1件、2筆、55㎡についてでございます。
申請地の位置等については、議案第1号参考資料でご確認ください。
内容について説明いたします。

なお、本件申請地は現在法人が所有しておりますが、事業用地として取得した後も農地のまま管理されております。

本件につきましては、茨木市内の農家が耕作目的で所有権を取得するため、申請があったものです。

譲受人は本件申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図るものです。

農機具の所有状況、農作業の従事状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

(「なし」の声あり。)

議 長

ご意見等がございませんので、質疑を打ち切りましてもご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

農地法第3条の規定による許可申請、1件につきましては、適当と認め許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

議 長

次に議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請、1件を議題といたします。

本件につきましては、私と中村副会長、地区担当推進委員により、2月5日に調査を実施しました結果について報告いたします。

申請地は[REDACTED]、田、399㎡の内、0.089㎡でござい

ます。

位置等については、議案第2号参考資料でご確認ください。

申請地は、市立豊川小学校の北東約270mの所にあり、周囲の状況は、北側と西側は水路、東側は里道、南側は農地でございます。

転用の目的は営農型発電設備用地で、令和3年3月2日から令和6年3月1日までの一時転用です。

本件については当初、平成27年3月2日に農地の一時転用許可を受け、底地は畑としてみょうがを栽培しながら、農地の上に太陽光発電設備を設置しています。

今回、一時転用許可期間が満了することから、改めて申請があったものでございます。

地元協議も整っており、一時転用することについて問題はないものと思われま

す。

議 長

続きまして、申請内容について事務局の説明を求めます。

事務局次長、青木君。

事務局

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請、1件、1筆、0.089㎡についてでございます。

本件につきましては、市街化調整区域内の農地を、所有者自らが農地以外のものに転用するため申請があったものです。

転用の目的ですが、申請人は申請地に営農型の太陽光発電設備を設置するもので、発電設備の支柱設置部分に対して転用許可が必要となることから、当該支柱の設置合計面積0.089㎡を転用するものです。

農地の区分は農用地ですが、一時転用の許可申請済みで、農地法第4条第6項ただし書に該当するため、許可可能案件と判断します。

この営農型発電設備といいますのは、農作物を栽培している農地に支柱を立て、その上部に太陽光パネル等の発電設備を設置し、営農を継続しながら発電を行うための設備をいうものです。

営農型発電設備の農地転用許可取扱いについては、平成30年5月15日付けで農林水産省から通知が出されており、営農の適切な継続を前提として、3年の一時転用であれば原則、転用が認められない農用地においても、例外的に許可が可能で、さらに、引き続き転用する場合は、再度許可申請も可能となっております。

当該申請地は平成27年3月2日、府内で最初の営農型として一時転用許可を受けており、今回が2度目の更新です。

営農型の審査におきましては、1 下部の農地における営農の適切な継続を前提とする営農型発電設備の支柱であること、2 簡易な構造で容易に撤去できること、3 支柱の高さ、間隔等からみて農作物の生育に適した日照量、農作業に必要な機械等を効率的に利用できる空間があること、4 周りの農地の効率的な利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないこと、5 営農型発電設備を撤去するのに必要な資力及び信用があることなどの要件を確認することとされています。

営農の適切な継続の確認について、転用者は毎年、下部の農地において生産された農作物に係る状況を報告することとなります。これは、下部の農地における単収が、同じ年の地域の平均的な単収と比較して、おおむね2割以上減少している場合は、営農の適切な継続が確保されていないと判断されるためです。

なお、営農の適切な継続が確保されなくなった場合、又は確保されないと見込まれる場合には、適切な営農を行うよう指導しますが、指導にもかかわらず状況が改善されず、再度の一時転用について許可できない場合、発電設備の撤去を指導する場合もございます。

事業計画では、支柱48本、上部パネル48枚、発電設備の影響を受ける下部農地面積95.82㎡、発電出力11kWとなっており、既に設置されております設備を引き続き使用するものです。また、先ほど説明しましたように、申請人は現在、この下部農地においてみょうがを栽培しており、毎年提出される農作物の状況報告では、それぞれ地域の平均的な単収の8割を超えており、営農の適切な継続が確保されているものと判断いたします。

土地の選定理由ですが、申請人は当初太陽光発電設備を設置するに当たり、周辺の住宅、農地等への影響、必要面積などを考慮し、農地以外の土地を含め検討しましたが、必要面積、管理上の問題などの理由により不適でありました。

また、所有する農地は全て農用地で、当該申請地以外は圃場整備された耕作条件の良い一団の農地として、周辺と一体で水稻作を行っております。そのため、従来どおり畑として営農の継続が可能で、他の周辺農地等に影響を及ぼすおそれが少ない当該申請地を選定したものです。

以上、農地法第4条第2項及び政省令の許可基準に適合しているものと思われまます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

議 長

西ノ坊委員。

西ノ坊委員

0.089㎡の転用なのですが、これは支柱48本分の面積ということですか。

議 長

松下局長代理。

事務局

今回の一時転用の面積として出ておりますのは、支柱48本分の0.089㎡でございます。

議 長

大川委員。

大川委員

太陽光発電のパネルの下は作物を作っているのですか、みょうがですか。

議 長

みょうがを作っています。回りの平均の8割以上で、みょうがであれば陰の方が良く、パネルの下が良いということで、平成27年、大阪府下1番で業者の方も陰に適している作物ということで研究されてきたと思います。先程現地調査の報告をしましたが、現状としては枯れていてわかりにくかったものの、形としてはきちんとされています。

議 長

矢頭委員。

矢頭委員

事務局の説明は、簡易撤去できるようにと仰っておられました。これは一般的に太陽光発電設置基準と土地の特別使用、撤去できるような使用をされているわけですが、現実に仮に許可が出なかったら、撤去しなければなりません。原状復帰しなければならないということで、一般的な使用と違うのですか。

議 長

単管の上に太陽光パネルを置いて、2m位の高さでその下で耕作されていますので、パネルを取って単管を抜けば元に戻ります。

矢頭委員

一般的にやっているという事と一緒にですか。

議 長

耕作できるよう高さを確保するか、べたでやるかとの差です。ところが、べたで転用することになれば、許可は下りないので営農するという条件であります。

矢頭委員

下の面積は95.82㎡ですか。

議 長

それがパネル下の農地面積です。

議 長

他にご意見等がございませんので、質疑を打ち切りましてもご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

なお本件につきましては、農地法第4条第5項の規定に基づき、大阪府農業会議に意見聴取いたしており、許可は止むを得ないとの意見を受けております。

お諮りいたします。

農地法第4条の規定による許可申請、1件につきましては、適当と認め許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

議 長

次に、議案第3号1農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定、11件を議題といたします。

それでは申請内容につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局長代理、松下君。

事務局

事務局から説明いたします前に、恐れ入りますが1か所、議案書の訂正をさせていただきます。議案書の5頁をお開き願います。議案第3号の24項目の土地の表示、所在欄の「大字泉原」の表示は、正しくは「大字上音羽」でございます。

お詫びして、訂正願います。

それでは、事務局から説明いたします。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定、11件、24筆、26,738㎡について、茨木市長から農業委員会会長あて、利用集積計画を定めるに当たり、審査依頼があったものです。

本件の内容ですが、1項目の権利関係は使用貸借権、5年の新規設定、2項目の権利関係は賃借権、3年の再設定、3項目から24項目の権利関係は使用貸借権、10年の再設定となっております。

1項目及び2項目の借り手は、農地を効率的に利用し、必要な農作業に常時従事すると見込まれます。

3項目から24項目までの借り手は農地中間管理機構であることから、いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

暫時休憩させていただきます。

(休 憩)

議 長

再開いたしますが、ここでおそれいりますが、第1項目につきましては久保委員が権利関係、利害関係者になりますので、議事参与の制限で退席をお願いします。

(久保委員、退室)

議 長

それでは事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

まず第1項目につきまして質疑を行います。

ご意見等がございませんので、質疑を打ち切りましてもご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画利用

権設定、第1項目につきましては適当と認め承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

(久保委員自席に戻る。)

議 長

引き続きまして、第2項目から第24項目までにつきまして質疑をお願いします。

ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

議 長

矢頭委員。

矢頭委員

確認事項なのですが、農地中間管理権は他の準農家の依頼を受けてやってもらう時は審議に入っていましたが、これは農業者から直接やるということで解釈してよいのですか。

議 長

松下事務局長代理。

事務局

今回の借り手は一般財団法人大阪府みどり公社になっておりまして、いったんそれぞれの地権者からみどり公社が買受けをします。本日はその部分について、ご審議をお願いしておりますが、後日みどり公社の方から農用地利用配分計画を作成して、大阪府と調整して貸借をされる予定となっております。

議 長

矢頭委員。

矢頭委員

現段階では、この状態で審議されて、後日管理公社から利用計画が来て、それは承認なしで行くことということですか。

議 長

松下事務局長代理。

事務局

大きく2種類の手続きがございまして、1つ目が今回のケース、大阪府みどり公社が農地を借り受け、後で手続をして貸出します。もう1つは農地中間管理一括方式という手続になりまして、通常の流れですと、所有者と公社との契約、公社から貸出す契約で時間がかかるのですが、そこを短縮して、この議案書を通じて、農地中間管理権の設定も含めてご審議いただくこととなります。

議 長

矢頭委員。

矢頭委員

それも含めてということですか。

議 長

松下事務局長代理。

事務局

今回の件につきましては後日、大阪府みどり公社の方から農業委員会の方に通知がございますので、それについては別途報告をさせていただきます。

議 長

ちょっと補足させていただきますと、3項目から24項目につきましては、地元の上音羽営農組合の方が借りて管理するという形で個々ではなくて、そういう法人なりが借りて管理することになります。

議 長

他にご意見等がございませんでしたら、質疑を打ち切りましてもご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利

用権設定、10件につきましては、適当と認め承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

議 長

以上、本日の案件は全て議了いたしました。

ここで、今後の行事予定を申し上げます。

まず、来月の定例会でございますが、3月23日、火曜日、午後1時30分から、本会議室で開催いたします。

議 長

それではこれもちまして、令和3年2月定例会を閉会といたします。

ありがとうございました。

上記会議の顛末を記録し、茨木市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年2月24日

茨 木 市 農 業 委 員 会

議 長

(署名済み)

署 名 委 員

(署名済み)

署 名 委 員

(署名済み)
